

標題

シップリサイクル条約/欧州規則への対応について
(リベリア籍船の取扱い)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1313
発行日 2023年12月20日

各位

ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-1295にてお知らせしておりましたリベリア籍船のシップリサイクル条約/欧州規則への対応の取扱いを更新いたします。ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-1295を絶版といたします。

リベリア籍船に対するシップリサイクル条約/欧州規則への対応に関する最新の通知として、MARINE OPERATIONS NOTE 06/2023 及び Marine Advisory: 22/2023 がリベリア主管庁から発行されています。これらの通知にもとづき、リベリア籍船に対して IHM 国際証書(International Certificate on Inventory of Hazardous Materials)の発行が開始されました。また、シップリサイクル条約が適用される全てのリベリア籍船は、シップリサイクル条約発効前の 2025 年 6 月 25 日、又はその船がリサイクルされる時、いずれか早い方までに有害物質一覧表第 I 部 (インベントリ)の承認を取得し、IHM 国際証書を所持することが要求されます。その概要を以下の通りお知らせします。

1. IHM 国際証書(International Certificate on Inventory of Hazardous Materials)の発行
IHM 初回検査、追加検査及び更新検査完了時に弊会は有効期限 5 ヶ月の Interim IHM 国際証書を発行し、以下の資料の写しをリベリア主管庁に送付いたします。

送付資料:

- 検査記録書
- 船上に備え付けられている最新の有害物質一覧表第 I 部 (インベントリ)
- Interim IHM 国際証書

弊会から送付した資料をもとに IHM 国際証書(Full Term)がリベリア主管庁から発行され、船主/管理会社へ送付されます。船主/管理会社からリベリア主管庁への申請は不要です。

2. 発行済 IHM 適合鑑定書(Statement of Compliance on Inventory of Hazardous Materials)の取扱い

発行済の IHM 適合鑑定書は、その有効期限又は、シップリサイクル条約発効日のいずれか早い方まで有効となり、2025 年 6 月 25 日までに IHM 国際証書へ書換える必要があります。

- (1) 有効期限が 2025 年 6 月 25 日以前の IHM 適合鑑定書については、次回の IHM 更新検査又は、証書発行が伴う IHM 検査時に、弊会検査員が Interim IHM 国際証書を発行します。1.の手順によりリベリア主管庁が IHM 国際証書(Full Term)を発行します。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

(2) 有効期限が 2025 年 6 月 26 日以降の IHM 適合鑑定書は、発行済の IHM 適合鑑定書及び、関連する検査記録書と有害物質一覧表第 I 部（インベントリ）の写しを弊社からリベリア主管庁へ送付し、リベリア主管庁が IHM 国際証書を書換え発行します。書換え発行された IHM 国際証書は、リベリア主管庁から船主/管理会社へ送付されます。書換え発行にあたって、弊社への検査申請や、船主/管理会社からリベリア主管庁への申請は不要です。

3. IHM 適合鑑定書(Statement of Compliance on Inventory of Hazardous Materials)を未取得の船シブプリサイクル条約適用船にあって 2023 年 12 月 1 日時点で IHM 適合鑑定書を所持していない弊社登録船の Survey Status に以下の Note (Statutory Survey)を設定します。

Note: The Liberian flagged ship is required to obtain approval of IHM Part I and International Certificate on IHM by 25 June 2025, or before going for recycling if this is earlier.

期限までに有害物質一覧表第 I 部（インベントリ）の承認と IHM 国際証書の取得をお願いします。他船級による有害物質一覧表第 I 部（インベントリ）の承認と IHM 鑑定書を取得している船に対して本 Note が付されている場合、リベリア主管庁発行の IHM 国際証書を添えて弊社船舶管理システム部へご連絡ください。Note を削除します。

4. 欧州規則への対応について

IHM 国際証書へ次の NOTE が記載されます。欧州規則向け IHM 適合鑑定書は発行されません。

Note 2: The IHM has been developed to cover also the requirements of EU Regulation No.1257/2013.

詳細につきましては、最新の MARINE OPERATIONS NOTE 06/2023 及び Marine Advisory: 22/2023 を以下のホームページよりご参照ください。

URL: <https://www.liscr.com/online-library-official-guidance>

本件を含め、シブプリサイクルに関する各国からの代行権限付与状況及び指示文書等の最新情報を弊社ホームページに掲載しています。

URL: <https://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/shiprecycle/index.html>

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船舶管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2076

Fax: 03-5226-2174

E-mail: smd-env@classnk.or.jp